

令和2年12月

ご遺族のみなさま

国土交通省共済組合

国家公務員共済組合制度における育児休業手当金及び介護休業手当金の  
追加給付について（ご案内）

平素より共済組合関係業務にご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、厚生労働省の毎月勤労統計の再集計に伴い、国土交通省共済組合から育児休業手当金及び介護休業手当金を受給された元組合員のうち、標準報酬月額が一定額以上であった元組合員については、追加給付の可能性があります。元組合員が既に亡くなられている場合はご遺族の方に追加給付の手続きをいたします。

元組合員のご遺族の方に対しては、共済組合から連絡が取れない可能性があるため、追加給付の対象となる可能性があると思われる場合は、お手数ですが、手当金受給時に所属されていた支部（下記リンク先参照）へ照会いただきますようお願い申し上げます。

<追加給付対象となる可能性がある方>

平成17年4月1日から平成31年3月17日までの期間（※下記期間を除く）において、国土交通省共済組合から育児休業手当金または介護休業手当金を受給されていた方で、受給時の標準報酬月額が概ね41万円以上（23等級以上）であった方。

なお、国土交通省共済組合における書類（組合員等からの請求書）の保存期限が7年間となっているため、平成22年度以前（平成23年3月31日以前）に受給されていた場合については、ご遺族の方に関係書類（通帳や給与明細の写し等対象期間や受給額が確認出来るもの）をご準備いただく必要がありますので、ご承知おき願います。

※平成23年8月1日から平成26年7月31日

（毎月勤労統計の再集計の結果、影響がないことから追加給付の対象外）

<参 照>

●国土交通省共済組合支部連絡先一覧（リンク）

●支払未済の給付の請求書（リンク）